

岐阜県木造特別養護老人ホーム等事前協議要領

(趣旨)

第1条 この要領は、耐火もしくは準耐火でない木造かつ平屋建ての特別養護老人ホーム等を設置する場合の火災に関する安全確保対策の協議手続きを定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別養護老人ホーム等 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の3に規定する老人短期入所施設、第20条の4に規定する養護老人ホーム、第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、第20条の6に規定する軽費老人ホーム、第29条に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び第8条第29項に規定する介護医療院をいう。
- (2) 設置予定者 岐阜県内において木造かつ平屋建ての特別養護老人ホーム等を設置しようとする者をいう。

(設置予定者の責務)

第3条 設置予定者は、この要領の規定を遵守しなければならない。

(事前協議)

第4条 設置予定者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第43条の規定による開発許可又は建築許可の申請前（これらの許可を要しない場合にあつては、建築基準法第6条の規定による建築確認の申請前）に、「木造特別養護老人ホーム等事前協議書」（別記様式第1号。以下「協議書」という。）により、火災に係る利用者の安全性を確保するための対策について、岐阜県知事（以下「知事」という。）に対し、別表に掲げる基準（以下「基準」という。）に適合していることを証して協議しなければならない。この場合において、協議書は、正副2通を提出するものとする。

- 2 知事は、前項の協議書を受理したときは、別記様式第2号により、設置予定地を管轄する消防本部の消防長（以下「管轄消防長」という。）へ通知するものとする。
- 3 設置予定者は事業内容について管轄消防長に対し説明を行い、その結果を県に報告するものとする。
- 4 知事は、第1項の協議について、第3項の報告を踏まえ、基準に適合し当該協議に係る建物について火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、設置予定者に対して「木造特別養護老人ホーム等事前協議済書」（別記様式第3号。以下「協議済書」という。）を交付するものとする。
- 5 設置予定者は、前項の協議済書の交付を受けた後に、開発許可、建築許可、建

築確認申請等を行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年度における事前協議から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度における事前協議から適用する。

別表

協議の基準

木造かつ平屋建ての特別養護老人ホーム等の建物であって、すべての要件を満たすものであること。

要 件	留意事項
<p>① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、<u>初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</u></p> <p>② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、<u>円滑な消火活動が可能なものであること。</u></p> <p>③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、<u>円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</u></p>	<p>「火災に係る入所者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断する。</p> <p>① 左記の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。</p> <p>② 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。</p> <p>③ 管理者及び防火管理者は、当該特別養護老人ホーム等の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。</p> <p>④ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該特別養護老人ホーム等の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。</p>